

G21 暴力団策

初版 平成22年6月1日

暴力団対策について

1 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の施行に伴う建設業界における暴力団員による不当な行為の排除の徹底について（通知）

〔平成4年6月22日 4監第151号〕
〔発注機関の長あて 土木部長〕

建設業界からの暴力団排除については、昭和61年12月23日付61監第498号「建設業からの暴力団排除の徹底について（通知）」（以下「61年通知」という。）及び昭和63年6月22日付監第227号「長野県が発注する建設工事等に係る暴力団関係者による工事妨害に対する取扱いについて（通知）」（以下「63年通知」という。）により対処しているところであるが、この度、平成4年3月1日付で「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）が施行され、都道府県公安委員会を中心として、強力な暴力団対策が講じられることとされた旨、別添写しのとおり建設省建設経済局長から通達がありました。

ついては、貴職におかれましても、昭和61年通知及び昭和63年通知によるほか下記事項に留意するとともに、貴所管内建設業者に対しての建設業からの暴力団による不当な行為の排除の徹底について指導願います。

記

- 1 暴力団対策法の施行により、都道府県公安委員会が一定の要件を充足する暴力団を指定暴力団として指定することとなるが、公共工事の発注に当たっての暴力団の排除については、指定暴力団か否かにかかわらず、従来どおり昭和61年通知及び昭和63年通知並びに「建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領」（昭和60年7月30日付60監第288号）に基づき厳正に対処することとする。
- 2 暴力団対策法においては、指定暴力団員がその者の所属する指定暴力団等の威力を利用して行う行為（「建設工事の下請を不当に要求する行為」、「みだりに寄付金や賛助金を要求する行為」等。以下「暴力的要求行為」という。）が禁止され、これに違反した指定暴力団員に対して公安委員会は暴力的要求行為の中止等を命ずることができることとされたほか、何人も、指定暴力団員に対して、こうした暴力的要求行為を依頼する等の行為を行うことが禁止され、これに違反した者に対して公安委員会は再発防止を命ずることができることとされたところである。
ついては、これらに対応し、建設業の許可に係る建設業者の役員等がその業務に関し、これらの措置の対象とされ、建設業者として不相当であると認められる場合には、建設業法に基づく監督処分により厳正に対処することとする。
- 3 建設業からの暴力団による不当な行為の排除の徹底を図るに当たっては、関係警察署との連携を一層緊密にするとともに、暴力団員の不当な行為の予防に当たっては、この事業を行う「(財)長野県暴力追放県民センター」又は関係警察署内に設置されている暴力相談所と密接な情報交換を行うこととする。

別添

長野県知事 殿

2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の 施行に伴う建設業界における暴力団員による不当な行為の 排除の徹底について

建設省経構発第14号

平成4年4月28日

建設省建設経済局長

建設業界からの暴力団排除については、「建設業からの暴力団排除の徹底について」（昭和61年12月9日付経構発第8号。以下「昭和61年通達」という。）により通達したところであり、貴職におかれましては、同通達の趣旨に基づき、警察当局との緊密な連携のもと、建設業からの暴力団排除に努めてこられたところであるが、この度平成4年3月1日付けで「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）が施行され、都道府県公安委員会を中心として強力な暴力団対策が講じられることとなったところである。

ついては、貴職におかれましても、下記事項に留意のうえ、建設業からの暴力団による不当な行為の排除の徹底について、さらに一層推進されるようお願いする。

なお、建設業者団体の長あてには平成4年4月28日付けの建設省建設経済局長通達により、別紙のとおり通知したところであるので、参考までに送付する。

記

- 1 暴力団対策法の施行により、都道府県公安委員会が一定の要件を充足する暴力団を指定暴力団として指定することとなるが、建設業の許可及び公共工事の発注に当たっての暴力団の排除については、指定暴力団か否かにかかわらず、従来どおり昭和61年通達に基づき厳正に対処することとする。
- 2 暴力団対策法においては、指定暴力団員がその者の所属する指定暴力団等の威力を利用して行う行為（「建設工事の下請を不当に要求する行為」、「みだりに寄付金や賛助金を要求する行為」等。以下「暴力的要求行為」という。）が禁止され、これに違反した指定暴力団員に対しては暴力的要求行為の中止等を命ずることができることとされたほか、何人も指定暴力団員に対して、こうした暴力的要求行為を依頼する等の行為を行うことが禁止され、これに違反した者に対しては再発防止を命ずることができることとされたところである。ついては、これらに対応し、貴職の許可に係る建設業者の役員等がその業務に関し、これらの措置の対象とされ、建設業者として不相当であると認められる場合には、建設業法に基づく監督処分により厳正に対処すること。
- 3 暴力団対策法の施行に当たり、同法の活用により建設業からの暴力団の排除を徹底するため、建設省においては、警察庁等関係行政機関との連携をさらに強化することとしたので、貴職におかれましても、関係部局間での連携を一層緊密なものとされたいこと。
- 4 暴力団員の不当な行為の予防に関する知識の普及、暴力団員の不当な行為に関する相談等の事業を行う「暴力追放運動推進センター」との密接な情報交換を図ること。

(別紙)

建設省経構発第13号

平成4年4月28日

建設業者団体の長あて

建設省建設経済局長

○「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の施行に伴う建設業界における暴力団員による不当な行為の排除の徹底について

建設業界からの暴力団排除の徹底については、「建設業からの暴力団排除の徹底について」（昭和61年12月9日付経構発第8号の3。以下「昭和61年通達」という。）により通達したところであり、貴団体においては、同通達の趣旨に基づき、警察当局及び都道府県との緊密な連携のもと、建設業からの暴力団排除に努めてこられたところであるが、この度平成4年3月1日付けで「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月法律第77号。以下「暴力団対策法」という。別添参照）が施行され、都道府県公安委員会を中心として強力な暴力団対策が講じられることとなった。については、昭和61年通達に加え、さらに下記事項に留意のうえ、建設業からの暴力団による不当な行為の排除の徹底に努められたい。

なお、貴団体傘下の建設業者に対しても本通達の趣旨を徹底されるようお願いする。

記

- 1 暴力団対策法により、都道府県公安委員会が指定する暴力団（以下「指定暴力団」という。）の暴力団員がその者の所属する指定暴力団等の威力を利用して行う行為（「建設工事の下請を不当に要求する行為」、「みだりに寄付金や賛助金を要求する行為」等。以下「暴力的要求行為」という。）が禁止されたほか、何人も指定暴力団員に対して、こうした暴力的要求行為を依頼する等の行為を行うことが禁止され、これに違反した場合には、都道府県公安委員会はその行為の中止又は再発防止を命ずることができるとしていることから、これらの関係規定について十分その内容の習得、理解を図るよう努めること。
- 2 暴力団対策法に基づき暴力団員による不当な行為の防止等を徹底するに当たっては、貴団体傘下の建設業者が同法の趣旨を十分理解し、毅然たる態度で自律的、統一的に行動することが特に肝要であると考えられるので、暴力的要求行為その他による被害を受けた場合の警察等への通報等について、一層の徹底を図ること。
- 3 暴力団対策法においては、暴力団員の不当な利益を獲得する資金獲得活動等暴力団員により事業に関して行われる暴力的要求行為その他の不当な要求（以下「不当要求」という。）による事業者やその従業員の被害を防止することを目的として、従業員による指導その他の措置が有効に行われ得るように、都道府県公安委員会が事業者に対して、資料の提供、助言等必要な援助を行うことができるとしているため、当該責任者の専任等に当たっては、都道府県公安委員会との連携を密接に図り、不当要求への対応が適切に行われるようにすること。また、当該責任者を専任した場合には、その責任者に、都道府県公安委員会により行われる講習を受けさせるよう努めること。

- 4 暴力団員の不当な行為に関する相談等の事業を行う「暴力追放運動推進センター」を全国及び都道府県ごとに設置して、官民一体となった暴力団追放運動を推進していく制度が設けられていることから、警察当局はもとより、当該センターとの連携を密接に図ること。
- 5 暴力団対策法の施行に伴い、一定の要件を充足する暴力団は指定暴力団として指定されることになるが、指定されないものであっても依然として暴力団であることに変わりはないことから、従来から行ってきた建設業からの暴力団排除に係る方策についてもより一層の徹底を図ること。

○長野県が発注する建設工事等に係る暴力団関係者 による工事妨害に対する取扱いについて(通知)

昭和63年6月22日 63監第227号

発注機関の長あて 土木部長

建設業からの暴力団排除については、昭和61年12月23日付61監第498号で通知したところですが、県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）に係る工事妨害に対しては、昭和63年6月22日から下記のとおり取扱うこととしたので、適切に実施してください。

記

- 1 請負業者に対しては、暴力団関係者による工事妨害の被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告させるとともに、被害届を速やかに警察へ提出させること。
なお、警察への被害届は、口頭によりその旨を届出ることができるものであること。
- 2 建設工事等が発注する場合は、当該建設工事等の仕様書又は現場説明書に「暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。」と明記すること。
- 3 請負業者から暴力団関係者による工事妨害の被害を受けた旨の報告があった場合は、当該業者に対し速やかに工程の調整を行わせ、工期又は履行期間（以下「工期」という。）の遅れが生じないように努めさせること。
- 4 上記3の措置にもかかわらず工期が遅れが生ずるおそれがある場合は、請負業者から工期延長申請書又は履行期間延長申請書を警察からの被害届受理証明書（様式第1号）を添えて提出させること。
- 5 工期の延長の措置を行う場合は、事前に当該建設工事等に係る妨害期間の調査を用紙機第2号により所轄の警察署に依頼し、その調査結果（様式第3号）を参考にして、当該業者と工期の延長について協議すること。

証 明 願

昭和 年 月 日
殿
(申請者)
住 所
職 業
(ふりがな) 氏 名
生年月日 明・大・昭 年 月 日
下記のとおり証明をお願いします。
(証明の内容)
(利用の目的)
(提 出 先)
番 号 号
上記のとおり被害届を受理したことを証明する。
昭和 年 月 日
長野県 警察署長 印

様式第2号

昭和 年 月 日

警察署長 殿

(発注者名)
長野県

工事妨害期間の調査について (依頼)

昭和 年 月 日付で次の者に交付された被害届受理証明書に係る工事妨害について、工期延長の資料として必要なので、暴力団関係者による工事妨害期間の調査をお願いします。

1 建設業者

住 所

商号及び代表者名

2 工事名等

工 事 名

工 事 場 所

様式第3号

昭和 年 月 日

(発注者名)
長野県

殿

警 察 署 長

工事妨害期間の調査結果について (回答)

昭和 年 月 日付の調査のことについては、次のとおりです。

暴力団関係者による工事妨害期間

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで

2 工事現場に掲げる標識

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに標識をかかげなければなりません。

この趣旨は、第1に、その建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにさせることです。

第2の目的は、建設工事においては、その工事現場が移動的であり、多数の下請業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任があいまいになりがちであるため、対外的にその責任主体を明確にすることです。

図4-1 建設業法施行規則 様式第二十九号

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
40cm以上	主任技術者の氏名	専任の有無	
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	建設大臣 知事	許可()第	号
許可年月日			

40cm以上

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格証書の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「建設大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

平成22年1月1日より「長野県土木工事共通仕様書」に以下の記載を追加

1-1-56 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

1. 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。
 2. 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。
 3. 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。
 4. 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。
-
-